

金沢美術工芸大学建設工事基本設計業務
公募型プロポーザル実施要領

I 趣旨

金沢市が策定した「金沢美術工芸大学移転整備基本構想」並びに「金沢美術工芸大学移転整備基本計画」（以下「基本計画等」という。）に基づき、金沢美術工芸大学を建設整備する。

この金沢美術工芸大学建設の基本設計業務を行う最適な候補者を、プロポーザルによって選定することを目的とする。

II 一般事項

1 名称

金沢美術工芸大学建設工事基本設計業務プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）

2 方法

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとする。

3 主催者及び事務局

- (1) 主催者 金沢市
(2) 事務局 金沢市都市政策局企画調整課 金沢美術工芸大学建設準備室
〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号
電話 076-220-2031 FAX 076-264-2535
Mail : bidaiyunbi@city.kanazawa.lg.jp

4 実施要領等の交付の期間

(1) 期間 平成30年4月26日（木）から同年5月21日（月）まで

(2) 方法 下記のいずれかの方法による。

① 書面による交付

II 3(2)にて書面により交付する。ただし、日曜日、土曜日及び休日を除く、午前9時から午後5時までとする。

② 電磁的方法による交付

金沢市都市政策局企画調整課金沢美術工芸大学建設準備室ホームページからダウンロードする方法により交付する。

(金沢美術工芸大学建設準備室ホームページアドレス)

http://www4.city.kanazawa.lg.jp/11001/bidai/bidai_iten.html

(3) 交付資料

- ① 金沢美術工芸大学建設工事基本設計業務 公募型プロポーザル実施要領
- ② 提出書類様式
- ③ 金沢美術工芸大学移転整備基本構想
- ④ 金沢美術工芸大学移転整備基本計画
- ⑤ その他関係資料
 - ・現金沢美術工芸大学配置図（平成30年4月1日現在）
 - ・計画予定敷地周辺図
 - ・計画予定地周辺の航空写真

5 日程

実施要領等の交付開始	: 平成30年4月26日（木）
実施要領等の交付終了	: 平成30年5月21日（月）
参加表明書の提出期限	: 平成30年5月21日（月）
参加者の資格要件の確認通知・ 一次審査技術提案書の提出要請	: 平成30年5月29日（火）頃
一次審査技術提案書の提出期限	: 平成30年6月25日（月）
一次審査結果の通知・二次審査技術提案書の提出要請	: 平成30年7月6日（金）頃
二次審査技術提案書の提出期限	: 平成30年8月1日（水）
特定結果通知	: 平成30年8月下旬

Ⅲ 応募資格

1 応募者の資格要件

応募者は、次の条件の（2）から（8）までの要件を満たす単体企業、又は（1）の要件を満たし、かつ（2）から（8）までを満たす者を代表構成員とし、並びに（2）から（6）まで及び（9）の要件を満たす者をその他の構成員とする設計共同体（以下「設計JV」という。）であること。なお、協力事務所（参加者と同一組織ではなく、専門分野における技術の提供等を行う事務所をいう。）を加えることは可とするが、本プロポーザルに参加する単体企業又は設計JVの構成員を兼ねることはできない。

（1）設計JVとする場合の要件は以下のとおりとする。

- ① 構成員数は2者又は3者とする。
- ② 各構成員は、本プロポーザルに参加する他の設計事務所、設計JVの構成員又は協力事務所を兼ねていないこと。
- ③ 各構成員の出資比率は、2者の場合は30%以上とし、3者の場合は20%以上とする。

- ④ 代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。
- (2) 金沢市の平成 30・31 年度役務等の入札参加資格において「建築関係建設コンサルタント」の有資格者であること。
- なお、有資格者以外の者は、本プロポーザルの参加表明書提出時までに金沢市の入札参加資格審査の申請を行うことにより応募者となることができる。ただし、二次審査終了までに有資格者とならなかった場合は失格とする。
- ※入札参加資格申請については、下記アドレスを参照。
- http://www4.city.kanazawa.lg.jp/13031/touroku/e_touroku/e_touroku_2_2.html
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 役員（役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画しているものを含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
- (5) 本プロポーザルの参加表明書提出日から審査終了までの間、金沢市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- なお、指名停止となった場合は、その時点で失格とする。
- (6) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (7) 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有する者を総括責任者又は建築担当主任技術者として専任で配置すること。なお、総括責任者と建築担当主任技術者を兼ねることはできない。
- (8) 平成 15 年 4 月 1 日以後に新築又は増改築により竣工し、かつ、延床面積が 5,000 m²以上で、国又は地方公共団体が発注した公共建築物の設計実績を有すること。（増改築には大規模修繕は含まない。以下同じ。）
- (9) 平成 15 年 4 月 1 日以後に新築又は増改築により竣工し、国又は地方公共団体が発注した公共建築物の設計実績を有すること。

2 応募資格の制限

次に該当する者は、Ⅲ 1 の有資格者であっても、本プロポーザルに応募してはならない。また、応募者は、次に該当する者から直接又は間接の援助・協力を受けてはならない。

- (1) 金沢美術工芸大学建設工事設計者選定委員会委員
- (2) (1) が自ら主宰し、又は役員、顧問等として実質的に関係する組織（研究室等を含む。）に所属する者

IV 当選者の業務概要

1 当選者の業務

- (1) 業務名 金沢美術工芸大学建設工事基本設計業務委託
(以下「本業務委託」という。)
- (2) 業務内容 金沢美術工芸大学建設の建築・設備を含む基本設計業務
- (3) 履行期限 本業務委託契約締結日から平成31年8月下旬まで

2 設計業務委託費

本業務委託に対する設計業務委託費は、平成21年国土交通省告示第15号に準拠した金沢市の積算基準による。

3 工事に係る受注資格の喪失

本業務委託を受注した者は、金沢美術工芸大学建設に係る全ての工事について受注することはできない。

4 その他

- (1) 金沢美術工芸大学建設工事に係る建築・設備の実設計業務について、別途、金沢市と当選者との随意契約により締結する予定がある。
- (2) 金沢美術工芸大学建設工事に係る建築・設備の工事監理業務について、別途、金沢市と当選者との随意契約により締結する予定がある。

V 提案条件、提出書類等

1 提案条件

提案に当たっては、以下の条件により行うものとする。

(1) 敷地

- ① 位 置：金沢市小立野2丁目933番の一部
- ② 敷地面積：約47,000㎡（金沢大学工学部跡地の一部）
- ③ 用途地域：第二種中高層住居専用地域
- ④ 高度地区：15m高度地区
- ⑤ 防火地域：指定なし
- ⑥ 都市計画：市街化区域
- ⑦ 容積率：200%
- ⑧ 建ぺい率：60%

(2) 建築物の概要

- ① 施設用途：大学
- ② 構 造：建築基準法等関係法令に適合したもの
- ③ 施設概要：延床面積 約32,000㎡（各部門の想定面積は別紙1による）

(3) 建設工事費 約 130 億円 (建築・設備) ※ 諸経費込 税抜

(4) 技術提案テーマ

本プロポーザルに参加する者は、基本計画等に基づき、別紙 2 のテーマについて提案すること。なお、詳細は一次審査提出依頼及び二次審査提出依頼時に別途通知する。

2 提出書類の内容及び提出方法等

(1) 参加表明書

本プロポーザルに応募する者は、以下に基づき作成した参加表明書を持参、郵送又は宅配便等により提出すること。なお、電送は認めない。

① 内容

ア 参加表明書は、以下の様式に基づきそれぞれ作成する。

様式 1-1	参加表明書
様式 1-2	設計共同体協定書 (※設計 J V の場合に限る)
様式 2-1	入札参加資格確認書 (単体企業・設計 J V (代表構成員))
様式 2-2	入札参加資格確認書 (設計 J V (その他の構成員))
様式 3-1	主要業務実績調書 (単体企業・設計 J V (代表構成員))
様式 3-2	主要業務実績調書 (設計 J V (その他の構成員))
様式 4	事務所の主要業務実績
様式 5	協力事務所調書
様式 6	総括責任者・建築担当主任技術者調書
様式 7	総括責任者の主要業務実績
様式 8	建築担当主任技術者の主要業務実績

イ 用紙の大きさは A 4 判とし、左端とじとする。

ウ 様式 3-1、3-2 に記載する「業務実績」には、Ⅲ 1 (8)、(9) に定める建築物の設計業務を 1 件以上記載する。また、大学、図書館、美術館 (以下「大学等」という。) の設計実績を有する場合は、その実績を含めること。

エ 様式 3-1、3-2 に記載する設計業務実績の件数は、5 件以内とし、代表的なものを 3 件以内選び、様式 4 を作成する。(1 設計 J V で 3 件以内とする。)

オ 様式 6 に記載する設計業務実績の件数は、総括責任者及び建築担当主任技術者についてそれぞれ 5 件以内とし、Ⅲ 1 (8)、(9) に定める建築物、大学等の設計実績を有する場合は、その実績を含めること。

カ 様式 6 に記載する設計業務実績のうち、代表的なものを 3 件以内選び、様式 7、8 を作成する。

② 提出部数 各 1 部

- ③ 提出先 Ⅱ 3 (2) に同じ
- ④ 提出期間 平成 30 年 4 月 26 日 (木) から同年 5 月 21 日 (月) まで (日曜日、土曜日及び休日を除く。) のそれぞれ午前 9 時から午後 5 時までとする。郵送又は宅配便等の場合は、同日 (月) 午後 5 時必着とする。
- ⑤ 質疑応答
 - ア 参加表明書に関する質疑は様式 14 に記載し、平成 30 年 5 月 9 日 (水) 午後 5 時まで提出場所まで持参、郵送、宅配便等又は F A X で送るものとする。F A X 以外の電送は認めない。なお、F A X の場合、送付した旨とその枚数を電話で連絡すること。
 - イ 回答は、平成 30 年 5 月 14 日 (月) までに、金沢美術工芸大学建設準備室ホームページに掲載する。
- ⑥ 提出後、記載された内容の変更は認めない。

(2) 技術提案書

一次審査技術提案書の内容及び提出方法等については、参加資格を有すると確認した者に対し、別途通知する。

二次審査技術提案書の内容及び提出方法等については、二次審査対象者に対し、別途通知する。

(3) その他

- ① 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法 (平成 4 年法律第 51 号) に定める単位に限る。
- ② 提案は、1 者につき 1 件に限る。
- ③ 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、応募者の負担とし、参加報酬は支払わない。
- ④ 建築物設計業務実績等において、必要に応じて契約書、仕様書等の写しの提出を求める場合がある。

Ⅵ 特定方法及び特定結果の通知等

1 特定方法

「金沢美術工芸大学建設工事設計者選定委員会」が、評価項目、判断基準等に基づき、審査を行い、一次審査及び二次審査の評価を踏まえ、最適設計者を特定する。

(1) 一次審査

参加資格を有すると確認した者が提出する事務所や配置技術者の業務実績や技術提案書について、書類審査を実施し、二次審査対象者をおおむね 6 者程度選定する。

(2) 二次審査

二次審査対象者が提出する技術提案書について、書類審査及びプレゼンテーション審査（質疑応答を含む。）を実施し、最適設計者を特定する。なお、プレゼンテーション審査の際は、専任で配置予定の総括責任者又は建築担当主任技術者は出席すること。

2 プレゼンテーションの実施

プレゼンテーションの日時（平成30年8月を予定）及び場所については、二次審査対象者の選定後、別途通知する。

3 金沢美術工芸大学建設工事設計者選定委員会

選定委員会は、次の8名で構成する。（五十音順）

砂 塚 隆 広

鏑 隆 弘

西 沢 立 衛

林 義 信

松 田 滋 人

水 野 一 郎

宮 崎 晋

山 崎 剛

4 審査結果の発表

一次審査の結果については、平成30年7月6日（金）頃に二次審査対象者及び一次審査技術提案書提出者に通知する。

二次審査の結果については、平成30年8月下旬に二次審査対象者に通知する。

なお、結果等の電話での問合せは、いかなる場合にも応じられない。

VII その他

1 非特定理由の説明

(1) 特定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。

(2) 前号の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（金沢市の休日を含めない。）以内に書面により、説明を求めることができる。

なお、その回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

2 失格

次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (2) 関係者に対する不正な行為を行ったと認められる場合
- (3) その他この要領に違反する場合

3 現施設見学会について

平成 30 年 5 月 25 日（金）に、参加表明書提出者を対象とした現施設（金沢美術工芸大学）の見学会を開催する予定であり、参加を希望する者は、平成 30 年 5 月 21 日（月）午後 5 時までに、企業名、代表者名、参加者名（見学会の参加人数は 1 者あたり 2 名までとする）、電話番号、見学会に参加を希望する旨を記載し、Ⅱ 3（2）の宛先まで電子メールで送信すること。見学会の詳細については、申し込み受理後に通知する。

なお、本見学会への参加の有無が選定委員会の審議に影響を与えるものではない。

4 その他

- (1) 選定委員への質疑、照会、連絡、相談等はいかなる場合も認められない。該当する行為があった場合は失格とする。
- (2) 提出書類は応募者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提出書類は特定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (4) 提出書類に記載された総括責任者及び建築担当主任技術者は、特別の理由があると認められた場合を除き、変更することはできない。
- (5) 提出書類は返却しない。
- (6) 特定した技術提案書について主催者が必要に応じて展示、出版等を行う場合、作成者は、主催者に協力するものとする。
- (7) 個人情報等は、本プロポーザルのためにのみ使用し、本人承諾なしに第三者に提供しない。
- (8) 本プロポーザルは、設計に対する発想、対応・取組姿勢、優れたアイデアと業務能力を有する設計者を選定するものであり、実際の設計段階においては、提案されたアイデアを尊重するが、変更等を行うことがある。
- (9) 建設予定地周辺を見学する際は、近隣への迷惑となる行為は控えること。建設予定地内の見学は不可とする。